

パブリックコメントで寄せられた意見と回答(地域①を除く)

※ご意見は原則として原文のまま公表しています。ただし、意見を提出されたかたが特定されたり、意見によって第三者の利益を侵害されるおそれがあると判断した場合や、ご意見の趣旨を正確に表現するために必要であると判断した場合は、修正を施しています。

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
●菅野東小校区について(白島二・三丁目の各一部)		
1	菅野東小の過密状態、人口増減による子供達の環境リスクを減らせるため賛成。	ご意見確認しました。
2	シュミレーションデータにおいても菅野北小の児童数が少ない。市の説明資料はマクロ視点を重視しているが、ミクロの観点をもっと重視すべき。	この度の校区調整は、将来の校区調整を繰り返すことのないよう、人口増減に極力左右されない指標に基づいて校区を設定することとしており、児童数に基づく検討はしていません。また、検討にあたっては、小学校単位で活動する地域団体の校区代表者による通学区域検討ワークショップにおいてご議論いただきました。本審議会としても、ワークショップでのご議論を十分に考慮しながら、慎重に審議を重ねてまいりましたので、これ以上の校区調整は必要ないと考えます。
3	北大阪急行線延伸の開業延期も含めて、市は見込があまいと言わざるを得ない。	校区見直しの議論の開始時期についてのご意見に対してですが、北大阪急行延伸の事業決定を受け、市において、まちづくりのあり方を含めて小学校新設の必要性が検討され、平成28年(2016年)11月に小学校新設を政策決定されました。その後、平成29年(2017年)2月に市が実施した「船場地区学校建設検討調査業務委託」と並行しながら、平成29年(2017年)5月から本審議会において校区調整の議論を開始しています。できる限り早期に必要な手続きや検討を進めてきたと認識しています。
4	白島3丁目の校区見直しについて、校区の境界線が複雑だからという理由変更することに対してですが、今更ですか。というのが本音です。また船場地区に学校の新設が決定したという点に関しては、北大阪急行延伸決定するタイミングでそれに合わせて決定すべきです。延伸により、新たに住宅を購入して、箕面市民になった人たちはどの校区か考えて購入しています。現に私もそうです。今更、校区の変更になると戸惑うのは転入してきたら新たな箕面市民です。市内から異動した箕面市民だと思います。校区見直しに関して、議論がいつから出ていたかわかりませんが、タイミングを間違えていると思います。	今回審議を進めています新しい校区は、船場地域の新設小学校((仮称)箕面市立船場小学校)の開校に合わせて運用を開始します。(仮称)箕面市立船場小学校の開校は、令和11年度(2029年度)を予定しており、新しい校区の運用開始までに十分な移行期間をとることができると考えます。市がそれまでの間に丁寧な周知を行うことは確認できています。それに加え、今回答申する新しい校区について地域住民にご理解いただけるよう十分な説明を尽くすことを、審議会として市に求めます。

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
5	突然の校区変更は反対です。変更になるようであれば、書面活動の上、反対意見を提出します。	突然の校区変更は困るとのご意見に対してですが、前述しましたように、今回は、長期にわたって安定的な校区となるよう、通学条件の視点から「小学校から半径1km圏内に小学校区を収めること」、教育環境の視点から「学校敷地面積/校区面積の値をできるだけ均等にすること」を指標とし、校区調整の検討を進めてきました。今回提案します新しい校区は、ご意見が出されている特定の校区のみならず、すべての校区においてこれらの指標に基づいた検討を行った結果です。なお、今回の校区調整は全市的に影響が及ぶことから、新しい校区の運用開始まで十分な移行期間を設けるとともに、丁寧な周知を行うことが、市から確約されています。それに加え、今回答申する新しい校区について地域住民にご理解いただけるよう、十分な説明を尽くすことを市に求めます。
6	校区を含めて当地区への引っ越しを検討したため、変更は困る。	
7	経過措置として、兄弟(姉妹)が在学していればとありますが、歳の差により、同時在学にならないため、見直すべきです。また、提案として、今後の転入時期によって、区切りを付け、その年月日以前に転入されている方は旧校区、以後の方は新校区と設定するべきです。	在学中あるいは入学予定の児童生徒やその保護者、地域活動への影響をできるだけ小さくできるよう、十分な移行期間を設け、丁寧に周知するとともに、経過措置を設けることが市からも確約されています。詳細については、今後、教育委員会で検討していくことになります。新たな校区が運用される前後において様々な個別事案に対応できるよう、極力丁寧かつ柔軟な取扱いとするよう市に求めます。
8	兄弟同士で同じ学校に通わせられないため反対。	
9	移行措置が設けられているものの、移行措置のはざまになる子供がでないか心配である。具体的には中学校に兄弟の上の子がいて、小学校の下の子の場合は、同じ小学校には行けても、同じ中学校にはいけない。	
10	校区調整の基本方針に次の内容を追記することを提案する。「校区再編調整地区は未来永劫、自身の通学小学校及び中学校を選択できる」。市の都合だけで線引きして校区調整することには反対する。	

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
11	<p>意見としては反対です。今回の校区調整によって、今いる子供たちは萱野東小、第四中に通えますが、孫の代では通えなくなります。そのため反対意見を述べさせていただきます。公開されている情報で『山麓線を横断せずすむため通学の安全性が向上』とありますが、それなら石丸3丁目や外院3丁目など、山麓線を横断して通わないといけない子供の安全はどうなるのですか？この地で生活するようになって、怖いのは山麓線より新御堂筋を横断することです。校区が変わると、新御堂筋を横断させなければなりません。新御堂筋の方が交通量が多く、多岐にわかれているので、危険です。</p>	<p>校区調整後に新御堂筋線を横断することになるとのご意見が出されています。山麓線沿いの横断歩道等により東西の往来が可能であり、新御堂筋を横断することなく萱野北小学校に通学することができることを確認しています。また、萱野北小学校へ通学の方が通学距離の短縮につながることから、校区変更を検討してきたものです。校区変更の有無に関わらず、通学路の安全対策は重要なことであり、市に十分な対応を求めます。</p> <p>なお、ご指摘の石丸三丁目及び外院三丁目については、校区調整の指標としてきた「小学校から半径1km圏内に小学校区を収める」、「学校敷地面積/校区面積の値をできるだけ均等にする」という考え方に加え、萱野東小学校への通学距離が短いことを考慮し、校区調整の必要はないと考えます。</p>
12	<p>御堂筋を境に分けるべきだと思います。御堂筋をまたいで子供を通学させるのはとても怖いですが、突き当たりの信号は、赤に変わる頃に猛スピードで曲がってくる車が多いため危険です！歩行者道路に車が突っ込む事故が多発している中、そういう危険がある道を通学路とするのは子供の安全を考えているとは思えません。</p>	
13	<p>説明資料で「萱野北小へ通学の方が安全」とあるがむしろ白島3丁目を起点に考えると、むしろ横断歩道は増える。山麓線を渡ることだけにフォーカスし、何を根拠に「安全」とするのか根拠が不明。</p>	

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
14	避難場所がかなり遠くなります。それも新御堂筋を渡らなければなりません。以前、信号機がつかない時の新御堂筋は、渡り歩けませんでした。山麓線は、渡れました。避難しないといけない時に、行けないのは、もっと問題だと思います。	避難所まで遠くなる、新御堂筋を横断する必要があるとのご意見に対してですが、今回校区調整するエリアからは、新御堂筋を横断することなく避難所となる第二中学校まで行くことは可能です。避難所までの距離が遠くなるといったご指摘ですが、市に確認したところ、現在でも、緊急的な場合には、遠くの避難所ではなく、近くの安全な建物へまずは避難していただき、その後避難が長期化した場合には本来の避難所に移っていただく対応が考えられるとのことです。 校区変更に伴い避難所が変更になるケースがあることから、災害時等に混乱が生じないよう、十分な周知を行うとともに、特に経過措置期間中も混乱が生じないよう十分な取扱いとすることを市に求めます。
15	避難場所が遠くなる。	
16	避難所が萱野東小なら歩いていける距離ですが、校区が変わることで二中が避難所となるとかなり遠くなることにとても不安を感じています。命に関わることですのでその辺り考えていただきたいと強く思います。	
17	避難場所が遠くなる。校区が変わると、避難場所が萱野東小学校から第2中学校に変更することになるため、白島3丁目の一部からすると、避難場所への距離が約2倍になる(約0.8km→約1.6km)。避難場所の変更は住民全体に関わる問題であり、特に白島3丁目の一部にも多数の高齢者がいることを考えると、避難場所が遠くなることは多大な弊害である。	
18	当地区は防災マップにおいて道を挟んで向かいがイエローゾーンである。避難場所が遠くなることは避けたい。	

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
19	第二中学校が遠く、狭く暗い道もある。	<p>第四中学校より第二中学校に通う方が遠いとのことのご意見に対してですが、萱野東小学校より萱野北小学校の方が通学距離が短縮されることから、この点を優先して今回の校区調整を検討してきました。</p> <p>なお、新しい校区における通学路の安全対策については、前掲のとおり市に求めます。</p>
20	<p>第2中学校の通学の危険が大きいワークショップでは、主に小学校の通学の利便性や安全性が検討されており、中学校の通学の利便性や安全性は考慮されていない。今回の校区変更では、白島3丁目の一部は、第4中学校から第2中学校に変更することになるが、そうすると、学校までの距離が大きく伸びることになる(約0.9km→約1.6km)。その上、第2中学校までは路地が狭くて交通量の多い道路もある。小学生ほどではないにしろ、中学生についても、通学の利便性及び安全性を考慮する必要がある。</p>	
21	地理的に新御堂筋、校区で分断され、地区から孤立する。	
22	ワークショップ資料の中でも指摘されていたが、今回の校区変更は、白島全体を変更するのではなく、白島3丁目の一部だけを切り分けて変更するというものであり、白島の地域住民のつながりを分断することになりかねない。	
23	地域子供会(白島子供会)から外れる。	
24	所属している白鳥子ども会の中で学校が別々になってしまう。	
25	白島地区を分断することになる。白島公園は2丁目にあり、そこで遊ぶ子供達・親のコミュニティが形成されている。公園がここにある限りコミュニティは未来に渡って変わらない。同じ地区は同じ校区にすべき。○丁目でわけることは地域コミュニティを歪める。	

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
26	萱野北小が土砂災害地域であるため反対	本審議会としては、次のとおり市の見解を確認しています。加えて、ワークショップでの検討経過も考慮して、萱野北小学校が土砂災害警戒区域内であることだけを理由に、校区調整案を見直す必要はないと考えます。
27	現状の萱野東小学校は土砂災害警戒区域でないが、変更予定の萱野北小学校は土砂災害警戒区域内(イエローゾーン)である。土砂災害警戒区域内の小学校の在校生を増やすことはリスクであると思う。そのことが全く検討されていない。廃校は前提でないという説明であるが、未曾有の災害が増えている昨今のこの情勢において土砂災害警戒区域を放置し児童数を増やすとはどういうことなのか、個別の回答はしないとのことであるが、是非行政としての見解を説明して頂きたい。子を持つ親として、いざという時に避難場所にもできないような小学校では心配でたまらないし、何の為の誰の為の校区再編か理解できません。校区面積より災害を含めた安全を優先すべきだと考えます。	<p>【市の見解】</p> <p>現在、萱野北小学校は、土砂災害警戒区域内(イエローゾーン)に位置しています。土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)や、市がイエローゾーン内に新たに設定した「ハイリスクエリア」内の平屋建ての建物では、家屋の倒壊や1階窓から土砂が流れ込む危険性があります。それに対して萱野北小学校が位置するイエローゾーンは、床下(50cm)まで土砂が流れてくる可能性があります。2階に避難すること」で十分に危険を回避できます。萱野北小学校は、多くの方が発災時に移動して集まる避難所としては適当でない判断していますが、屋内では十分に安全確保できる場所と認識しています</p> <p>基本的に、暴風雨や長雨など、土砂災害が警戒されるときには、事前に休校措置を講じることから、児童は自宅等で避難行動をとっていると想定されます。万が一、在校時に発災した場合でも、屋内への避難、場合によっては2階以上への垂直避難を実施し、安全確保に努めるとともに、このような状況を想定した避難訓練も継続していきます。</p>
28	白島2丁目、3丁目の各一部を萱野東小学校区から萱野北小学校区へ変更すること、及び、それに伴い、中学校区を第四中学校区から第二中学校区へ変更ことについて強く反対する。ワークショップの資料を見ると、白島地域のつながりを分断しないようにという意見があるながらも、最終的に、「学校敷地面積/校区面積」という指標を重視して、萱野北小学校の校区を広げる目的で、白島2丁目、3丁目の各一部を、萱野東小学校の校区から萱野北小学校の校区に変更していることが確認できる(「第5回通学区域検討ワークショップまとめ」参照)。しかし、以下に述べるとおり、ハザードエリア(土砂災害危険区域)の観点からすると萱野北小学校の校区を広げるといった目的自体が不合理と言わざるをえない。ワークショップでは、萱野北小学校の学校敷地が全てハザードエリアに含まれていることが看過されている。ハザードエリアに含まれているということは、他の小学校と比較して、萱野北小学校が土砂災害の被害を受けるおそれがあるということであり、ひいては、通学する児童が土砂災害に巻き込まれるおそれがあるということである。校区の再編にあたっては、まずは、児童の安全面を第一に考えるべきであり、そうであれば、むしろ、萱野北小学校の校区を縮小させる方向で検討すべきであって、少なくとも、校区を拡大させる方向で検討すべきではない。特に、白島3丁目の一部はハザードエリアから外れているため、当該区域に住む児童は、あえてハザードエリアになる萱野北小学校に通学しないといけなくなる。以上の事情からすると、萱野東小学校の校区を広げることについては、必要性が認められないし、むしろ、児童の安全性の面から不適切である。	

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
●北小校区について(箕面五丁目の一部)		
29	北小校区は、駅周辺の商業地域及び聖天宮西江寺などの歴史的神社仏閣を含む、基本、古くからの住宅街で形成されている地域である。安定的な校区とするための指標の一つ、学校面積/校区面積の数値も大事ではあるが、子どもを守っていく上でも、文化を守っていく上でも、地域の関係性は重要なので、自治会などを分断するような校区割りは、絶対避けてほしい。住宅街が大半を占める地域なので、今後、爆発的に児童数が増加することも考えにくいので、現行のままか、南側の公共施設エリアの移行のみで検討を望む。	本審議会としては、北小校区を今回提案します校区調整案からさらに縮小することは検討していません。
30	萱野東西線が現行のまま実現されれば、小中学校の通学路を分断することで、交通事故などの危険性が高まります。校区見直しにも影響し、北小校区の更なる縮小につながるのではと危惧します。	
31	今回の校区の見直しでは、芦原公園が現在は北小校区ですが、このたびの改編で、中小校区に編入されることが提案されています。その理由は、校区面積が同じようになるようにとのことですが、納得できません。北小はかつて避難所でしたが、防災マップで北小周辺が土砂災害の危険エリアになっているため、メイプルホールが北小校区の避難所に変更されました。その危険エリアというのは箕面3丁目、4丁目、5丁目で、扇状に広がっており、土砂災害のときは、そのエリアが校区内にあるからこそ、そこに隣接したメイプルホールと芦原公園という広場が北小校区にとって大切な避難ゾーンとなります。校区内であってこそコミュニティの力が発揮されると思います。芦原公園界隈を北小校区のままに据え置くべきだと思います。	校区調整に伴い、北小校区の避難所であるメイプルホールが異なる校区になってしまうのご指摘に対してですが、校区調整後も継続してメイプルホールを使用するか、新たな避難所を設定するのかは、今後市が検討されます。いずれにしても、災害時等に混乱が生じないよう、十分な周知を行うとともに、特に経過措置期間中も混乱が生じないよう十分な取扱いとすることを市に求めています。
32	面積比で同じにするというのはあまりにも機械的ではないでしょうか。そのエリアの中に危険地域があることを計算にいれるべきではないでしょうか？面積は同じでも急傾斜地があったり、山麓部であったりと条件が違います。そのあたりを考慮して校区をきめるべきであると考えます。	校区調整の考え方が機械的のご指摘に対してですが、指標に関する考え方は前掲のとおりです。なお、「学校敷地面積/校区面積」の指標のうちの校区面積には、土地利用の可変性を考慮し、今後居住地へ変化する可能性のある土地も含めますが、一方で、市街化調整区やハザードエリア等は除外して算出しています。

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
●箕面小校区について(西小路四丁目の一部)		
33	西小路の一部が中小校区になるのは不自然、五中へ通うのも遠すぎて下校時間がよりおそくなったりするのも危険です。	今回の校区調整の指標のひとつである「小学校から半径1km圏内に校区を収めること」は満たしています。
34	子供の数が以前に比べ倍増したとは思えませんし一部だけ切り離す必要があると思えません。西小路4丁目の一部だけを中小校区に変更するのとても違和感を覚えます。本当に子供達の事を考えての案なのか事後承諾を得る為の”布石・根回し”そんなものを感じます。	児童数を校区調整の指標にすべきとのご意見に対してですが、今回の検討では前掲のとおり、児童数を指標とはしていません。

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
35	西小路4丁目の一部を中小校区へ変更する件に関して 場所は市役所部分で有り住宅街では無いのに、この部分だけを切り取り変更するのは無意味ではないでしょうか？	公共施設や民間店舗等があるところを校区変更して意味があるのか、また、それらの土地分を校区面積から除外すべきとのご意見に対してですが、土地利用の可変性を考慮し、今後居住地へ変化する可能性のある土地は校区面積に含めるのが適切であると考えます。
36	西小路4丁目の一部を箕面小校区から中小校区へと変更とありますが、ここは市役所の場所でこの部分を変更しても何も変わらないのでは？移転する予定があるのでしょうか？数値を合わせる為だけなのであれば意味はないと思います。	
37	市役所、市民会館も現状維持が望ましい。	
38	箕面市役所敷地内が分断されるのは、今はどちらでもいいかもしれないが、もし市役所が移転をしたときその後の利用で住宅等になる可能性を考えるとおかしくなるのであえて切り離すことではない。	
39	箕面小→中小校区への変更対象エリアについて。 含まれるのは市役所、グリーンホール等、居住者がほとんどいないように思うが、このエリアを調整対象とする意味はあるのか。	
40	この度の市民病院の移転がある様に、市役所の移転も将来ありうることだと思う。その跡地に住宅が建った場合、そのまま中小、第5中の校区になるのか？	
41	敷地の余裕のなさ解消のためなら、役所敷地のように住民に全く影響の内容に求める。	

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
42	指標を150に平均化するために、箕面小校区の市役所住所を中小校区に移動するなどは数値あわせで、あきれる対応である。	単なる数字合わせではないか、他の指標を採用すべきとのご指摘に対してですが、指標に関する考え方については前掲のとおりです。また、ご指摘いただきました特定の校区だけでなく、すべての校区においてこれらの指標に基づいて検討を行い、本案に至っています。
43	市役所、市民会館も現状維持が望ましいです。住居者がいないところまで校区変更することは、数字合わせをしていることにしかならない。	
44	一番不信感をいただいたのは、箕面小校区案。数字合わせの為、市役所の面積を中小校区に移したり、百楽荘4丁目、牧落5丁目も変な形で南小校区に移動したり。とにかく誰が見ても不自然だとわかります。再検討するべきと思います。	

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
45	<p>また「学校の過密さ加減」を見る指標で面積で計算するのは、合理的とは思えません。西小路の市役所、グリーンホールを中小校区に変更するのはこの面積の数字を合わせるためでしょうか？ここでも地区が分断されて不自然な校区割りです。</p>	
●南小校区について(半町二丁目・三丁目の各一部)		
46	<p>下名は子や孫の代まで通わせることを考えて学校を選択し、学校までの距離を考え現住所に移住してきました。学校は学び舎であるとともに、災害時の避難所になるなど地域の核として運営されていると思います。趣旨は教育行政として大事な事とは存じますが、本提案は少数でも下名のようなものに犠牲を強いることが分かりましたので、本提案には反対です。</p> <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校を選んで移住してきたのにもかかわらず希望した小学校に通わせられなくなる喪失感。(既に卒業した子も母校に子を通わせられないことを残念に思っています。) ・コミュニティの喪失感 	<p>コミュニティが分断されるとのご意見に関して、その対応を前掲のとおり市に求めます。</p>
47	<p>校区変更区域に現在居住していますが、変更に伴い現在の自治会ほか地域運営組織の区域と校区のズレが生じることで、福祉や防災、施設の維持管理など教育以外の不利益が生じないか懸念しています。総務省が示す地域運営組織や、国土交通省も小学校区単位をまちづくりのキーワードとして用いていますし、全国には地域活動の拠点として小学校が活用されている事例もあります。こうした動きは教育だけではなく地域における福祉や防災などの機能の向上を意図していると思いますが、そうした潮流の中で今回の校区変更は、各地域のこれまでの小学校区単位でのまちづくりの積み上げをリセットしてしまう可能性もあるのではと懸念しています。</p>	

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
48	デメリット 通学距離が長くなること。	今回の校区調整は、前述したように、全市的に長期にわたって安定的な校区となるよう、通学条件の視点から「小学校から半径1km圏内に小学校区を収めること」、教育環境の視点から「学校敷地面積/校区面積の値をできるだけ均等にすること」を校区見直しの指標としています。今回の校区調整エリアは、西南小学校から半径1km圏内に十分含まれており、本案に至りました。
49	デメリット 避難所が遠くなること。数倍遠くなります。命にかかわることですので、残念です。	避難所まで遠くなることのご意見に関する考え方は、前掲のとおり市に確認しています。
50	下記の実施をお願い致します。 ・校区が変更になる全住民にデメリットがあることを説明し各家庭から意見を集めること。 ・デメリットの生じない校区の再検討。上記以外にも各家庭によってはデメリットがあると思われます。また、子育て世代だけではなく卒業生からお年寄りまで幅広い年代の住民から意見を集め、教育外の多方面に配慮される案をご検討いただきたく存じます。よろしくお願い致します。	丁寧に住民説明すべきことのご意見に関する考え方は、前掲のとおりです。
51	教育およびその他機能それぞれに関して、変更によるプラスとマイナスを定量・定性的に示し、総合的な評価に関して変更前後で比較できるようなデータが必要だと思われます。その結果が示されていない状況では賛否の判断は難しいのではないかと思います。そういう点では、自身が居住する区域の変更理由「里道等が校区境界となっているため」は、居住者にとってのメリットが見えてこず、行政側の都合のようにも読めてしまいます。	総合的な評価ができる指標を設けるべきことのご意見ですが、審議会では前述したとおり二つの指標に基づいて検討を行い、本案に至りました。

項番	いただいたご意見	箕面市通学区域審議会の考え方
●豊川南小学校の進学先が第六中学校になることについて		
52	<p>1中学校2小学校が原則だとすると、萱野東小-四中、豊川南小・東小・豊川北小-六中、なぜそうなるのかわかりません。今までとりくんで来た中学校区での小中連携はどうなるのでしょうか？自転車通学の解消は大きいことだとは思いますが、今後ずっと3小学校1中学校、1小学校1中学校になるのがいいのかギモンです。</p>	<p>通学の安全性の向上のため、自転車通学の解消は必要なことだと考えます。また、今まで取り組んできた小中連携はどうなるのかとのご意見に対しては、次に示すとおり教育委員会の見解を確認しました。</p> <p>【教育委員会の見解】 連携する小・中学校の組み合わせが変わることになりますが、校区連携型小中一貫教育をこれまで以上に充実させるよう取り組んでいきます。</p>